

令和 7 年度 E-マウンテンバイク 導入支援事業費 補助金募集要項

○ 申込受付及び詳しい事業案内等

愛媛県自転車新文化推進協会

(事務局：愛媛県観光スポーツ文化部自転車新文化推進課企画推進グループ)

〒790-8570 松山市一番町四丁目 4 番地 2

TEL 089-912-2234 FAX 089-912-2256

E-mail jitenshashinbunka@pref.ehime.lg.jp

本募集要項及び申込みに係る様式は、次のホームページからダウンロード
することができます。

<http://www.pref.ehime.jp/page/115414.html>

○ 受付期間

令和 7 年 7 月 1 日（火）～令和 7 年 7 月 25 日（金）17：00

※受付期間内に、持参又は郵送により提出してください。

目 次

1	事業の目的	1 ページ
2	補助対象者	1 ページ
3	補助対象事業	1 ページ
4	補助対象経費	1 ページ
5	補助率	2 ページ
6	補助限度額	2 ページ
7	補助対象期間	2 ページ
8	補助の取消し	2 ページ
9	応募方法	3 ページ
1 0	募集及び締切	3 ページ
1 1	採択方法	3 ページ
1 2	その他応募に係る注意事項	4 ページ
1 3	補助事業者の義務	4 ページ
1 4	補助事業実施に係る注意事項	5 ページ
1 5	補助事業実施の流れ	5 ページ
1 6	申込受付・問合せ先	6 ページ

1 事業の目的

欧州リゾート地で主体となっているE-マウンテンバイクの導入に要する経費について、県内地方公共団体（市町）及び県内に本社又は事業所を有する事業者等を対象に予算の範囲内で補助金を交付することにより、E-マウンテンバイクの取組みを全県下に波及させ、多様なサイクリング環境の形成や国内外からの更なるサイクリング観光需要の喚起を図ります。

2 補助対象者

原則、県内でE-マウンテンバイクを用いたツアー造成等を行っている、又は予定している以下の者としします。

①県内市町（観光協会等の外郭団体、関係団体を含む）

②県内に本社又は事業所を有する法人

ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除きます。

①暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団又は暴力団員と関係がある者

②風俗営業等の規制、及び業務の適正化等に関する法律による営業許可を受けた者

③県税に未納がある者

3 補助対象事業

補助対象となる事業（車両）は次の要件をいずれも満たすものとしします。

①国家公安委員会（警察庁）において電動アシスト自転車型式認定を受けた製品等、道路交通法の基準に適合したものとする。

②TSマーク付帯保険または、自転車損害賠償保険に加入するものとする。

③自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第12条第3項に基づき、愛媛県公安委員会より実施団体として指定を受けた、（公社）愛媛県防犯協会連合会、愛媛県自転車商協同組合が防犯登録業務を委託する、自転車販売店で防犯登録をおこなうものとする。

④自転車納品日が交付決定日から令和8年2月27日までの車両であること。

4 補助対象経費

補助対象事業を適切に実施し得るために必要な経費であって、補助対象期間内に支払いが発生し、また、支払いが完了するE-マウンテンバイク購入経費（防犯登録の費用、付属品、TSマーク付帯保険加入費及び消費税を含む。）としします。

ただし、

①補助対象経費には、当該経費に係る消費税及び地方消費税相当額を含めません。

②事業実施のために直接必要となるものを補助対象経費としします。

③領収書がない等、使途が不明なものについては、補助の対象になりません。

なお、補助対象期間より前に契約や実行したものに対する支払いを、補助対象期間内に行ったとしても、補助対象となりません。

※補助対象経費として認められる単価上限の設定はありませんが、単価 50 万円（税抜き）以上の設備・備品の購入は「処分制限財産」に該当し、補助事業が完了し、補助金の支払を受けた後であっても、一定の期間（通常は取得日から 5 年間）において処分（補助事業目的外での使用、譲渡、担保提供、廃棄等）が制限されることがあります。処分制限期間内に当該財産を処分する場合には、必ず愛媛県自転車新文化推進協会へ承認を申請し、承認を受けた後でなければ処分できません。愛媛県自転車新文化推進協会は、財産処分を承認した補助事業者に対し、当該承認に際し、残存簿価等から算出される金額の返還のため、交付した補助金の全部または一部に相当する金額を納付させることがあります。承認を得ずに処分を行うと、交付要綱違反により補助金交付取消・返還命令の対象となります。

5 補助率

補助対象経費の 1 / 2 以内

6 補助限度額

200 千円／台

7 補助対象期間

補助金交付決定後、令和 8 年 2 月 27 日までの間です。

8 補助の取消し

次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すとともに、既に交付された補助金については、その全部又は一部の返還を求めます。

- ①法令、規則又は本交付要綱に基づく会長の処分又は指示に違反した場合
- ②補助金を他の用途に使用した場合
- ③不正の手段によって補助金の交付を受けた場合
- ④補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合
- ⑤前各号に掲げる場合のほか、交付決定後に生じた事情により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- ⑥補助事業者（その役員を含む。）が、愛媛県暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員等に該当することとなった場合

9 応募方法

交付申請書（交付要綱様式第 1 号）及び必要書類を、愛媛県自転車新文化推進協会（愛媛県自転車新文化推進課）まで提出してください。

※市町以外が申請主体となる場合は、所在地を管轄する市町を経由して提出してください。

【提出書類】

- 交付申請書（交付要綱様式第1号）※誓約書、補助事業計画書及び収支予算を含む
- 事業内容を補足する資料
（任意ですが、事業内容を説明するチラシや写真等があれば提出してください。）
- 経費積算の根拠となる見積書等
（見積書やカタログ等で経費の内容が分かるものを提出してください。）

10 募集及び締切

令和7年7月1日（火）から令和7年7月25日（金）17:00まで（必着）

※予算に残額が生じた場合、以降の期間で随時募集予定

11 採択方法

（1）審査方法

書面審査を経て、予算の範囲内で会長が決定します。

（2）審査手順

①書類の提出

- ・交付申請書（交付要綱様式第1号）及び必要書類を提出してください。（団体・事業所の場合は市町を経由）
- ・書類上の不備等がある場合には、補正を求めることがあります。

②書面による審査

- ・交付申請書等により書面審査を実施します。
- ・必要に応じて事業内容について、ヒアリングを行うことがあります。

③審査基準

次の審査基準に基づき、総合的に評価します。

- ・事業の効果
- ・事業推進能力
- ・経費

④審査結果の通知等

- ・審査結果については、後日文書でお知らせします。（団体・事業所の場合は市町を経由）

※交付決定になった場合でも、条件を付すほか、補助対象経費を減額する場合があります。

12 その他応募に係る注意事項

上記のとおり、申請内容を審査のうえ採択案件を決定します。そのため、補助要件に合致していたとしても、不採択となる場合がありますので、予めご了承ください。

なお、採択審査の内容に関する問い合わせについては、一切応じかねますので、ご承知おきください。

また、申請応募内容については、事業者名、概要など必要最小限度の範囲で公

表することに同意したものとみなします。

1 3 補助事業者の義務

補助金の交付決定を受けた方は、次の条件を守らなければなりません。

- ①事業の実施に当たっては、令和7年度E-マウンテンバイク導入支援事業費補助金交付要綱、令和7年度E-マウンテンバイク導入支援事業費補助金交付要領の規定を順守してください。
- ②交付決定を受けた後、補助事業の経費の配分又は内容を変更しようとする場合、若しくは補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、事前に承認を得る必要があります。
- ③ 補助事業を完了したときは、その日から30日以内又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月10日のいずれか早い日までに実績報告書を提出する必要があります。
- ④補助事業により取得した財産又は効用の増加した財産については、補助事業の終了後も善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図る必要があります。
- ⑤財産処分制限期間内に当該財産を処分する必要があるときは、事前にその承認を受けなければなりません。また、当該財産を処分したことによって得た収入の全部又は一部を県に納付しなければなりません。
- ⑥補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年以内に、財産を処分（廃棄だけでなく、他の用途への変更なども含みます。）する場合には、事前に承認を得る必要があります。また、補助金相当額の全部又は一部を返還していただく場合があります。
- ⑦補助事業に係る経理についてその収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、これらの書類を、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後、5年間は保管してください。

1 4 補助事業実施に係る注意事項

- ①経費の支払実績が領収書等の証拠書類により確認できない場合には、当該経費は補助対象外となります。購入した物品や、事業の実施状況については、必ず写真を撮影し、添付してください。
- ②補助金は、補助事業終了後、経費の支払実績を証拠書類等により確認した後に交付します。従って、事業実施にあたっては、補助金相当分の経費を立替払う必要があります。ただし、必要と認められる場合には、概算払いもできますので、相談してください。
- ③補助金は、その他の収入の合計金額を超えることはできません。補助金が収入を超える場合は、補助対象経費を減額する場合があります。

1 5 補助事業実施の流れ

- (1) 申請書及び必要書類を愛媛県自転車新文化推進協会に提出〔7月25日まで〕
市町以外が申請主体となる場合は、所在地を管轄する市町を経由して提出し

てください。

※書類に不備がある場合は、補正を求めることがあります。



(2) 書面審査〔7月下旬〕

※審査では、①事業の効果、②事業推進能力、③経費が審査されます。



(3) 審査結果の通知〔8月上中旬〕

審査結果については、文書でお知らせします。

※交付決定になった場合でも、条件を付すほか、補助対象経費を減額する場合があります。



(4) 事業実施

事業を実施計画通りに実施できない場合は、変更承認申請等による手続きが必要になることがあるので、事業を実施する前に相談してください。



(5) 実績報告の提出

事業完了後30日以内又は令和8年3月10日のいずれか早い日までに、愛媛県自転車新文化推進協会に実績報告書（交付要綱様式第3号）を提出してください。



(6) 補助金の額の確定

実績報告書の内容を審査し、確定した補助金額を書面により通知します。



(7) 請求書の提出

補助金の額が確定された通知を受けたら、精算払請求書（交付要綱様式第4号）を愛媛県自転車新文化推進協会に提出してください。



(8) 補助金の支払い

16 申込受付・問合せ先

愛媛県自転車新文化推進協会事務局

（愛媛県観光スポーツ文化部観光交流局自転車新文化推進課企画推進グループ）

〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2

TEL 089-912-2234 FAX 089-912-2256

E-mail jitenshashinbunka@pref.ehime.lg.jp